

## 高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、既存不適格広告物の改修等を行う者に対し、予算の範囲内で高松市屋外広告物改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物等 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (2) 既存不適格広告物 高松市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成25年高松市条例第43号。次号において「一部改正条例」という。）附則第3項の適用を受ける広告物等をいう。
- (3) 改修等 一部改正条例による改正後の高松市屋外広告物条例の規定による許可の基準に適合させるため、既存不適格広告物を改修し、除却し、又は移設する工事（工事に伴う土地、建築物等の修景を含む。）をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存不適格広告物の改修等を行う事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、既存不適格広告物の改修等に要する経費とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 品質の向上、形状の拡大等に要する経費
- (2) 改修等に伴う許認可に要する経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、同表に定める額を限度とする。ただし、この額に1、000円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 補助対象事業に係る工事見積書
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

(申請者の資格)

第7条 申請者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 当該既存不適格広告物を表示し、又は設置する者であること。ただし、市長が認める者である場合は、この限りでない。
- (2) その者に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を滞納していないこと。
- (3) 本市の他の類似する補助金等の交付を受けていないこと。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条に規定する書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市屋外広告物改修等事業中止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。  
（補助事業の着手及び完了）

第10条 補助事業者は、補助事業に着手したとき、及び当該補助事業が完了したときは、直ちに高松市屋外広告物改修等事業着手届（様式第6号）及び高松市屋外広告物改修等事業完了届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に高松市屋外広告物改修等事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 補助事業の施工写真
- (3) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付指令）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付指令書（様式第9号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（関係書類の整理及び保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類等を整理し、これを5年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) この要綱に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 平成36年3月31日以前に第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に係る第9条から第14条までの規定の適用については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

補助金の額

区 分	交付決定年月日	補助率	補助限度額
既存不適格広告物のうち、高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区の区域において、栗林公園内の眺望地点から望見されるもの及び第2種禁止地域に表示され、又は設置されている一般広告物	平成25年9月27日から平成28年3月31日まで	10 / 10	200万円
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	2 / 3	133.3万円
	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	1 / 2	100万円

上記以外の既存不適格広告物	平成25年9月27日から平成28年3月31日まで	2 / 3	66.6万円
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	1 / 2	50万円
	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	1 / 3	33.3万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
 （所在地）  
 氏 名 ⑩  
 （名称及び代表者の氏名）  
 電 話

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私の市税の納付状況を、公簿等により確認することについて同意します。

表示又は設置の場所		
広告物等の種類		
現在の許可について	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
	許可番号	第 号
事業の内容		
工事施工者	住 所	
	氏 名	
	登録番号	
着手予定年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		(1) 設計図書 (2) 補助対象事業に係る工事見積書 (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 補助金交付予定額 円

2 補助対象広告物等

表示又は設置の場所	
広告物等の種類	

3 交付条件

- (1) この補助金は、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
  - ア 内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
  - イ 中止し、又は廃止するとき。
  - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業に着手したとき、及び当該補助事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了届を提出してください。
- (4) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に実績報告書を提出してください。
- (5) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）がない場合は、補助金の交付はできません。
- (6) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (8) 高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
（所在地）  
氏 名 ⑩  
（名称及び代表者の氏名）  
電 話

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
変更した事業の内容	
変 更 理 由	
変更後の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更設計図書 (2) 変更工事見積書 (3) その他市長が必要と認める書類



高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 補助金交付予定額 円

2 補助対象広告物等

表示又は設置の場所	
広告物等の種類	

3 交付条件

- (1) この補助金は、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
  - ア 内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）。
  - イ 中止し、又は廃止するとき。
  - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業に着手したとき、及び当該補助事業が完了したときは、直ちに着手届及び完了届を提出してください。
- (4) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内の実績報告書を提出してください。
- (5) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書等）がない場合は、補助金の交付はできません。
- (6) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (8) 高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所  
（所在地）  
氏 名 ⑩  
（名称及び代表者の氏名）  
電 話

高松市屋外広告物改修等事業中止（廃止）届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により届けます。

表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）年月日	年 月 日
備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所  
（所在地）  
氏 名 ⑩  
（名称及び代表者の氏名）  
電 話

高松市屋外広告物改修等事業着手届

次のとおり補助事業に着手したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金  
交付要綱第10条の規定により届けます。

交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 高 第 号
表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
工 施 工 事 者	住 所
	氏 名
	登 録 番 号
備 考	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所  
（所在地）  
氏 名 ⑩  
（名称及び代表者の氏名）  
電 話

高松市屋外広告物改修等事業完了届

次のとおり補助事業が完了したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金  
交付要綱第10条の規定により届けます。

交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 高 第 号	
表示又は設置の場所		
広告物等の種類		
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
完了年月日	年 月 日	
工 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	登録番号	
備 考		

年 月 日

（宛先）高松市長

補助事業者 住 所  
 （所在地）  
 氏 名 ⑩  
 （名称及び代表者の氏名）  
 電 話

高松市屋外広告物改修等事業実績報告書

次のとおり補助事業が完了したので、高松市屋外広告物改修等事業補助金  
 交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額	円
表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
行為の内容	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 実施設計図書 (2) 補助事業の施工写真 (3) 請負契約書の写し (4) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書面（領収書等） (5) その他市長が必要と認める図書
備考	

様式第9号（第12条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市屋外広告物改修等事業補助金交付指令書

年 月 日付けで実績報告のあった高松市屋外広告物改修等補助事業について、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱第12条の規定により、次の条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市屋外広告物改修等事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。